

平成 30 年 第 3 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 3 月 14 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 33 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 14 名
4. 欠席委員数 1 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

5 番 木津 一秀 6 番 津高 昭基

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長	衛藤 成史	主幹兼係長	藤田 鉄也
係 員	佐藤 和代	藤田 美智	足立 貴裕

7. 議事日程

- (1) 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画 (案) について
- (3) 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 19 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (7) 議案第 20 号 豊後大野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について
- (8) 議案第 21 号 荒廃農地調査に係る非農地台帳への登載について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 14 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。日ごとに春めいてというより、初夏を思わせる天候となりました。委員みなさんには植付の作業等、年度末のお忙しいなかにご出席をいただきまして誠にありがとうございます。みなさんご存知のとおり、本年より生産調整、そして直接支払の廃止、そして政府が主要農産物の種子法の廃止を4月1日から行うと決定されています。この種子は公的機関が責任を持っているのが筋であるといわれてきましたが、政府の方は民間の参入を促す為との理由で廃止したと言っておるわけですが、こういうことが行われると海外に流失し、食料の主権を脅かすのではないかと考えています。こういった農業に厳しいなかで、昨年7月に農業委員の麻生祐三子さんのご主人、麻生竜誠さんが九州・沖縄の農業者会議の意見発表で最優秀賞になり、今月8日に東京で行われた全国大会で農林水産省の経営局長賞という大変輝かしい賞を受賞しました。お祝いを申し上げたいと思いますし、新規就農者として就農したわけではありますが、本当に真摯に農業に取り組んでいる姿が、こういう賞に輝いた評価されたと思うわけで今後も益々のご努力をお願いしたいと思います。(拍手)

さて、大変長くなりましたが、本日もみなさん方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第3回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時14分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

5番 木津一秀 委員、6番 津高昭基 委員をお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。平成30年第2回定例総会から本日の平成30年第3回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた2点について、会長報告として2ページから3ページにまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

私からの報告は、以上です。

- 議長 続きまして、役員会から報告があります。
それでは、14番 安藤哲生副会長、報告をお願いします。
- 14番委員 副会長の安藤哲生です。
2月27日に行いました役員会の結果について3点報告いたします。
まず1点目ですが、豊後大野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてです。これは農地利用最適化交付金の交付を受けるため、国の示す目標値を基に本市の農地利用の最適化の推進を図る上での目標設定を指針として策定するもので、本日の定例総会でご審議を頂きたいと思えます。
続いて2点目ですが、平成30年度の地区審査会及び定例総会開催予定表についてです。後ほど事務局より説明がありますので、よろしくをお願いします。
最後に、名刺の作成についてです。役員会では委員活動に役立ってもらうために、委員皆さんの名刺を作成することを決定しました。4月の地区審査会または総会時に配布を検討しています。
- 議長 続きまして、委員会報告ですが、本日は農政委員会から報告があるようです。12番 工藤妙子農政委員長、報告をお願いします。
- 12番委員 農政委員長の工藤です。
農政委員会からお礼とお願いを申し上げたいと思えます。まず、豊後大野市農業委員会だより第18号の発行についてですが、3月1日に発行し、市内全戸に配布を済ませたところです。本日、お手元にも配布をさせていただきましたが、発行に際しましては、農政委員をはじめ委員皆様方のご協力をいただきました。お礼を申し上げます。
なお、次回の第19号は本年の9月1日発行予定です。皆様のご協力をお願いします。次に全国農業新聞についてです。年に一度の購読料の案内時に多数の解約者が出まして、現在は目標数145部に対して112部となっています。全国農業新聞の推進にご協力をお願いします。
最後に農業者年金の加入推進についてです。委員皆様方のご協力により平成29年度目標3名に対し、現在3名の加入者があり目標を達成できました。ありがとうございました。引き続き、情報提供等よろしくをお願いします。
以上、農政委員会からお礼とお願いを申し上げます。
- 議長 次に、委員報告が1点あるようです。34番 河野広一 委員に報告をお願いします。
- 34番委員 34番 河野広一です。
2月22日、市役所において開かれました平成29年度第2回人・農地プラン策定検討会に出席しましたので報告します。
まず、担当者から経過報告があり、平成29年度人・農地プラン対象集落や町プラン策定に向けての推進状況が報告されました。ちなみに本市のセンサスによる集落数が323集落あり、そのうち昨年10月末日までに取組を行った集落数は114、プラン数が53となっています。
続いて協議事項に入り、平成29年度の人・農地プラン原案の内容検討を行いました。三重町の又井地区、清川町の宮迫地区、木南切地区、緒方町の木野地区、大野町の大野原

地区の合わせて、5 地区のプランの内容を検討した結果、適正な内容となっております。
以上報告を終わります。

議長 続いて、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について事務局
の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。
「報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」
(議案書のとおり番号 1 番から番号 12 番までの 12 案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

それでは、議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用
地利用集積計画の決定について及び議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第
19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画 (案) については関連がありますので一括
して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の高知穂です。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 14 号 農業経
営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用
地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項
の規定に基づき、農業委員会の決定を求めます。平成 30 年 3 月 14 日提出 豊後大野市長 川
野文敏 (議案書に基づいて平成 30 年 3 月 15 日公告予定分を朗読) 以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。6 ページをお開きく
ださい。議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づ
く農用地利用配分計画 (案) について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見
を求めます。平成 30 年 3 月 14 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 7 ページをご覧ください。

(議案書に基づいて農用地利用配分計画 (案) を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第 14
号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 15 号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後 2 時 28 分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後 2 時 29 分)

議長 次に議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 8 番までの 8 案件について、地区審査会の報告を求めます。
まず、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 17 番 神田喜生 委員にお願いいたします。

17 番委員 三重の神田喜生です。

3 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、申請地を相続しましたが、農業経験が無く農地

の管理が困難なため、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談したところ、売買の話がまとまり今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、206アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は高齢で、後継者も無く、農地の管理が困難なため、譲受人の亡夫が借りていた申請地について譲受人に相談したところ、売買の話がまとまり、利用権設定を解約し今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、140アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を20番 小野直樹 委員をお願いいたします。

20番委員 三重の小野直樹です。

3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

譲渡人は高齢で、後継者も無く、農地の管理が困難なため、譲受人に相談したところ、譲受人も申請地が自宅に隣接する農地で利便性の良いことから、売買の話がまとまり、今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、56アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を24番 衛藤徳人 委員をお願いいたします。

24番委員 緒方の衛藤徳人です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから、譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、高齢となり後継者もないことから農業経営規模を縮小することにしました。そこで、申請地を管理している譲受人に相談したところ、譲受人も自身の農地と近く利便性が良いことから売買での話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は124アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を26番 吉良郁雄 委員をお願いいたします。

26番委員 緒方の吉良郁雄です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号5番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから、譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。

申請地は、譲受人が購入した現住所の宅地に隣接する農地です。譲渡人は市外在住で申請地の管理に困っていたため、知人を通じて宅地と一緒に申請地を買ってほしいと譲受人に相談しました。譲受人も以前より持ち家と家庭菜園を希望していたことや、譲受人の夫が農業に参入する計画で今回3条賃貸借同時申請中であることから、売買の話がまとまったため申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、1アールですが、6番案件と併せますと56アールとなり、下限面積の40アールを超えることとなります。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を28番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28番委員 緒方の甲斐文義です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号6番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人●●●●さんへの賃貸借による貸借権設定についてであります。借人と貸人は旧来の知人です。借人は、町内鮎川在住の両親と共に、3年ほど農業経験を積みました。貸人は、これまで申請地を耕作していた者が耕作できなくなったため借人に相談したところ、借人も農業経営に参入したいと考え、貸人と賃貸借の話がまとまったため、合意解約後に申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、55アールですが、5番案件と併せますと56アールとなり、下限面積の40アールを超えることとなります。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を29番 古澤正義 委員にお願いいたします。

29番委員 緒方の古澤正義です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号7番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

認定農業者である譲受人は、父の代から申請地を農地法3条賃貸借で耕作してきました。申請地は、自己所有農地に隣接し、一体利用ができ利便性も良いことから、以前より譲受人から譲渡人に売ってほしいと相談していました。譲渡人も市外在住で後継者もないことから売買の話がまとまり、今回、合意解約後に申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、324アールとなり下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号8番の1案件を36番 羽田野成実 委員にお願いいたします。

36番委員 大野の羽田野成実です。

3月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号8番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●●●さんへの売

買による所有権移転であります。譲渡人は農地を相続しましたが、県外在住で管理が困難であったので、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしました。譲受人も申請地が自身の経営農地に近く利便性がよいことから、売買の話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、63 アールとなり下限面積の40 アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第16号の番号1番から番号8番までの8案件についてこれより質疑を許可します。

12番委員 12番工藤です。番号5番の案件ですが、概要書の中の5番のところの値段で反当が3,571,428円となっておりますが、そのあたりの説明をお聞かせください。値段は売り手と買い手の間の話なのではないかと参考までをお願いします。

事務局 12番委員のご質問にお答えします。番号5番の案件ですが、売買金額は先ほどの審査報告の中にもありましたが、宅地とセットで購入をしており、宅地の方が約600㎡ありまして全部で、250万円で購入をしております。金額については相対での話し合いとなっております。よって、この金額は宅地並みの価格ということで、ご理解をお願いします。以上です。

議長 よろしいでしょうか。はい、それでは他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第16号の番号1番から番号8番までの8案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第16号の番号1番から番号8番までの8案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から番号8番までの8案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 緒方の麻生祐三子です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者の父は、以前申請地に葉タバコを栽培していましたが、山林・原野に近く獣害がひどくなり、併せて葉タバコの減反に伴い耕作を断念。平成8年2月頃、大道畑1275番にクヌギ80本、大屋敷1336番1にヒノキ125本、合計205本を植林しました。植林は親の代にされており、申請者も相続登記の時点で申請地を山林であると認識していましたが、後に農地のままであることが分かり、今回は是正のため農振除外後に申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第17号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第17号の番号1番の1案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第17号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の4ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、

地区審査会の報告を求めます。

まず、番号1番から番号3番までの3案件を11番 神志那静清委員にお願いいたします。

11番委員

三重の神志那静清です。

3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は譲渡人の子です。譲受人は、夫とアパートで生活していますが、将来的なことを考え、実家の近くに家の新築を計画し、譲渡人に相談したところ、申請地の管理に困っていたため、売買の話がまとまり、申請するものです。なお、申請地南側に駐車場5台分を整備して、藤華医療介護専門学校TOKA寮より要望のあった貸駐車場にする予定です。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく第2の1の(1)の(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人が役員をしている有限会社●●●●●●●●●●は、板金塗装、レンタカー、中古車売買等を主な業務にしていますが、平成30年中に市外にある既存の車両置場(2,640㎡)の土地を返還しなければならなくなり、車両置場のスペースが必要になりました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折合が整わず断念していたところ、本社に近い申請地を見つけ、共通の知人を通して譲渡人に相談しました。譲渡人も申請地を相続したものの、県外在住で管理に困っていたため、売買の話がまとまり、今回申請するものです。

なお、転用工事完成後に、●●●●●●●●●●に貸与します。審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないため、に該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人株式会社●●●●●●●●●●代表取締役●●●●●さんへの所有権の移転に伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、住宅の建築を主な業務としている株式会社ですが、既存の資材置場(浅瀬3297番:宅地465.62㎡)が会社から遠く、5月末で使えなくなるため、会社の近くで、資材置場を探していました。農地以外で適当な土地を探しましたが、条件的な折合が整わず断念していたところ、申請地を見つけ、共通の知人を通して譲渡人に相談しました。譲渡人も、申請地を相続しましたが、市外在住で管理に困っていたので、売買の話がまとまり、今回申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に、番号4番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員

緒方の麻生祐三子です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●●●●●●●さんから譲受人●●●●●●●●●●さん・●●●●●●●●●●さんへの所有権

の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人の両人は夫婦であり、現在緒方町内の市営住宅に子と計3人で生活していますが、以前より手狭であったため、新築移転の計画をしていました。通勤等の生活圏を変えたくなかったため、住み馴れた緒方町内で探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談しました。譲渡人も市外在住で申請地の管理に困っていたため売買の話がまとまり、今回申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の第3種農地の転用は、許可することが出来るに該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を9番 衛藤英教 委員にお願いいたします。

9番委員 大野の衛藤英教です。

3月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号5番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから、譲受人有限会社●●代表取締役●●●●さんへの所有権の移転を伴う農地の転用の件についてであります。譲受人は、法務省 大分保護観察所 協力雇用主 登録事業者であり、卒院生の社会復帰や立ち直りのため、雇用を実施し、居住環境を提供するため、社員寮の建築を計画しました。農地以外で候補地を検討しましたが、適地が見つからず苦慮していたところ、今回の申請地について、譲渡人と売買で話がまとまり申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第18号の番号1番から番号5番までの5案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第18号の番号1番から番号5番までの5案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第18号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第19号 農地移動適正化幹旋委員の指名について を議題とします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。
「議案第19号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号1番の1案件を朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。
- 委員 [ありません]の声多数
- 議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。
斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。
それでは、番号1番の1案件を、11番 神志那静清 委員と16番 長野文重 委員にお願いいたします。
なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 次に、議案第20号 豊後大野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは説明します。別紙、議案書をご覧ください。議案第20号 豊後大野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について、豊後大野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について、農業委員会の決定を求める。平成30年3月14日提出、豊後大野市農業委員会 会長 後藤敏生。この指針につきましては、先ほど安藤副会長よりご説明がありましたとおり、農地利用最適化交付金の交付を受けるため国の示す目標値をもとに本市の農地利用の最適化の推進をはかるうえでの目標設定を指針として策定するものです。内容については、読み上げて説明します。
(議案書に基づいて、議案第20号 豊後大野市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)を朗読)以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
本案件につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、指針を定めるということで、先日の役員会でも協議をしております。また、内容につきましては、事前に配付いたしておりますので、ご覧いただいていると思います。議案第20号について、質疑を許可する前に、推進委員会の河野委員長より委員皆様方に説明とお願ひがあるようですので、よろしくお願ひします。
- 34番委員 34番 大野町の河野広一です。推進委員長というか、私たち農地利用最適化推進委員30名は昨年5月に農業委員会から任命いただきました。農業会議の各種研修、佐伯市でのセミナーなど、いろいろと勉強会を行って参りましたが、そう言いながらさて何から手をつけてよいのかと私自身が思っていました。今回の役員会でこういった指針(案)が出ましたので、担い手に80%。中山間地域における農業従事者の高齢化、担い手不足の現状を踏ま

えながら 80%というのは非常に高い目標であるのかなと思いました。

— 昨年の中頃、30名の農地利用最適化推進委員の中で私と緒方の甲斐委員さんは当時農業委員でありましたが、制度が大きく変わり農地利用最適化推進委員が新しく出来ると、公募の問題やいろいろとあるなかで、当時どういった議論があったかというところと農業委員と農地利用最適化推進委員が連携をどうしていくかというのが大きな課題でありました。別府市で開催された研修大会の他市の先進事例の発表でも、どう連携していくかが大きな問題でありました。実際、新制度がスタートしまして農地のパトロールや中間管理事業に伴う農地の集積など、特に戸別訪問もしてくださいと依頼もありました。所有者や耕作者も含めると市内に6000戸ほどあり、これは現実的でないなと思いました。今日配付の農業委員会だよりの農政コラムで、農業委員さんの話で、農地利用最適化推進委員と一緒に農地パトロールをしたとあり、この10ヶ月間は4条・5条の現地調査をしたり、現地調査がない時は、毎月の地区審査会の時に勉強会などし、ある程度連携をとれつつあると思います。また、事務局から利用権設定の期限が迫っている人のリストをもらいますが、満期が来た人に声掛けする資料としてもらいます。それ以外に何をやるかというところ、実際に農地の集積をどうすればいいのか。中山間におけるヤミ小作が実際には多いですね。農地法3条の賃貸借をするには登記をしないといけないとか、利用権を設定するには耕作者が認定農業者でないといけないとか。こういうことで、それに当てはまらないものはやむなくヤミ小作的な現状があると。これでは80%という高い目標には届かないと思います。まず、認定農業者の方は地主の方とそれぞれ利用権設定をされているかと思いますが、なかには漏れているものや新規の方はまだしていないとか。認定農業者の名簿をいただいたので、地区の方はそれと照らし合わせて確認を、今後、30年度は利用権設定の漏れとか、設定のお願いとか認定農業者の方が耕作している田・畑について漏れないようにチェックをしながら少しでも集積に役立てるのではないかと思います。お話をさせていただきました。

議長 河野委員の説明が終わりました。ありがとうございました。これより議案第20号について、質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか。無いようでありますので、それでは私からお願いを申し上げます。先ほど、事務局から説明がありましたとおり平成35年度の目標であります80%と。農業委員、農地利用最適化推進委員45名で平成35年に向けてご尽力をお願いしたいと思うところです。地区審査会時に地区で話し合ったりして頂きたいなど。目標が80%でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、質疑を打ち切ります。指針につきましては、当農業委員会の総意の下で、その内容について承認することとされております。したがって、今回も全員のご賛同でご承認いただきたいと考えております。皆さん、承認ということでよいでしょうか？

委員 [賛同する]の声多数

議長 ありがとうございました。

議案第20号 豊後大野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」については、全員の賛同の下、原案のとおり承認されました。

議長 次に、議案第 21 号 荒廃農地調査に係る非農地台帳への登載について を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します。別紙、議案書をご覧ください。読み上げて説明を致します。
(議案書に基づいて、議案第 21 号荒廃農地調査に係る非農地台帳への登載について を朗読) 以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、2 月の地区審査会や地区会議でも事務局より説明があつています。それでは、この案件の性格上、農業委員及び最適化推進委員の皆さんに質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
これから採決します。議案第 21 号の荒廃農地調査に係る非農地台帳への登載につきましては、当農業委員会の総意の下で、その内容について承認することとされております。したがいまして、今回も全員のご賛同でご承認いただきたいと思いますと考えております。皆さん、承認ということでよいでしょうか？

委員 [賛同する] の声多数

議長 ありがとうございました。議案第 21 号 荒廃農地調査に係る非農地台帳への登載については、全員の賛同の下、原案のとおり承認されました。

議長 これをもちまして、平成 30 年第 3 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 3 時 33 分)

議事録署名委員 5 番委員 木津 一香

” 6 番委員 津高 昭基